

計量法（平成四年法律第五十一号）第百条において準用する同法第六十六条の規定によって指定製造事業者の指定の効力を失ったことを確認したので、同法第百五十九条第一項第四号の規定に基づき公示する。

令和四年五月二十六日

経済産業大臣 萩生田 光一

指定番号	三九一九〇一
指定年月日	平成十四年 四月一七日
失効年月日	令和四年三 月三一日
事業の区分 の略称	濃度計第一 類
製造事業者の名 称	富士電機株式会 社 東京工場 双葉分室
指定の効力が失効し た工場又は事業場の 名称及び所在地	山梨県甲斐市下今井 732番地